

大塚グループ 長期収入サポート制度

病気やケガで
働けなくなった時に
あなたと家族の
生活を守ります



動画で見る



<https://www.armg.jp/business/gltld/gvanime/>

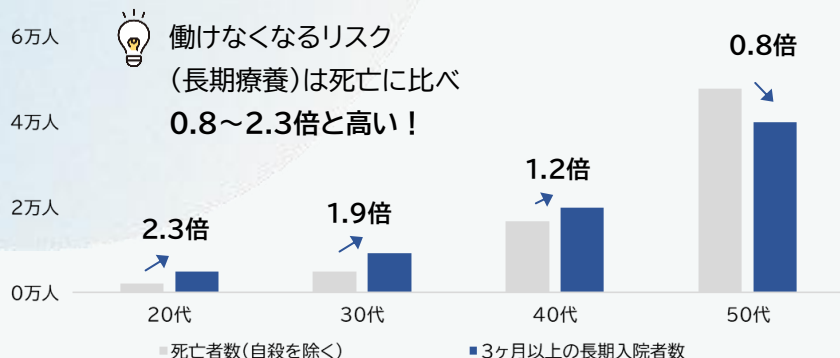
団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

◇ NEXT

大塚グループ 長期収入サポート制度 (正式名称: 団体総合生活保険(団体長期障害所得補償))

病気やケガで働けなくなった場合に長期にわたって所得の一部を補償する制度

② 皆さんは「病気やケガで働けなくなることを」考えたことがありますか？



20~50代で入院した人の
約30%(約3人に1人)が
1年以上の長期入院



出典:厚生労働省 令和5年度 患者調査および人口動態調査

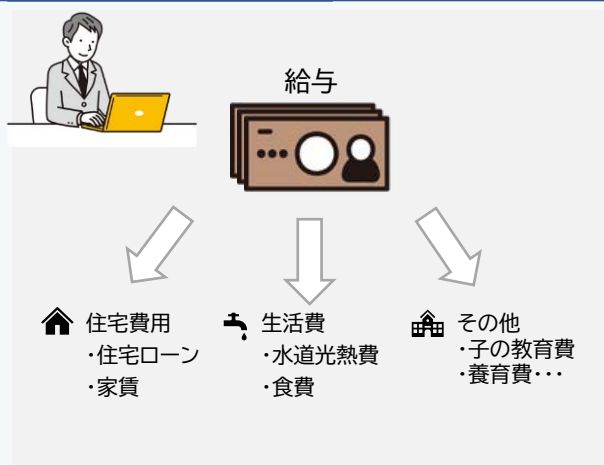
出典:厚生労働省 令和5年度患者調査



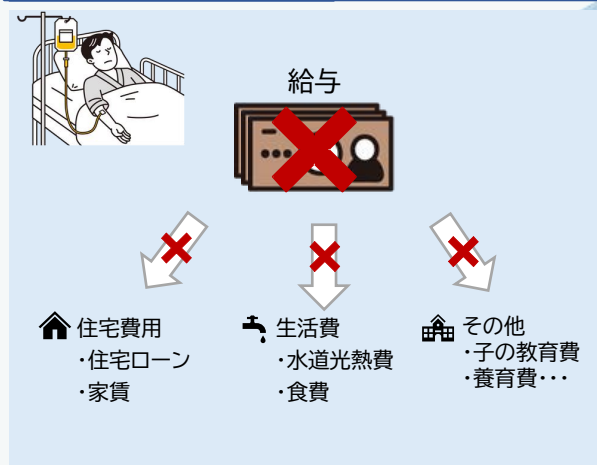
自分が「死んだ時」に備えて生命保険に加入しているけど
それ以上に「**病気やケガで働けなくなる**」リスクもあるんだな。

③ 働けなくなり、給与が出なくなったら、生活はどうなるでしょうか？

働ける時は...



働けなくなると...



障害年金を受給している人の約90%は受給額が月10万円以下※
「世帯主の傷病」により生活保護を受給することになる場合もあるのか...
療養しながら生活が苦しくなるのは辛いなあ。

※出典:厚生労働省 令和元年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)

大塚グループ 長期収入サポート制度 (正式名称: 団体総合生活保険 (団体長期障害所得補償))

病気やケガで働けなくなった場合に長期にわたって所得の一部を補償する制度

② すでに入っている保険でカバーされないのだろうか？

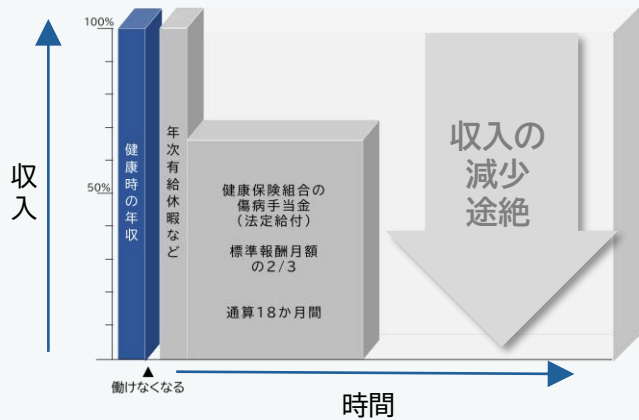
リスク	収入の減少・途絶		治療費の発生	老後資金
状況	死亡	働けない	入院・手術・通院	
生命保険	●			
医療・がん保険			●	
年金型保険	●			●



基本的に生命保険や医療保険では**生活費や住宅ローンの支払い**は**カバーされない**。このリスク、どう備えればいいのか？

》》》 ご自身でこのリスクに備えることができるのが「団体長期障害所得補償」

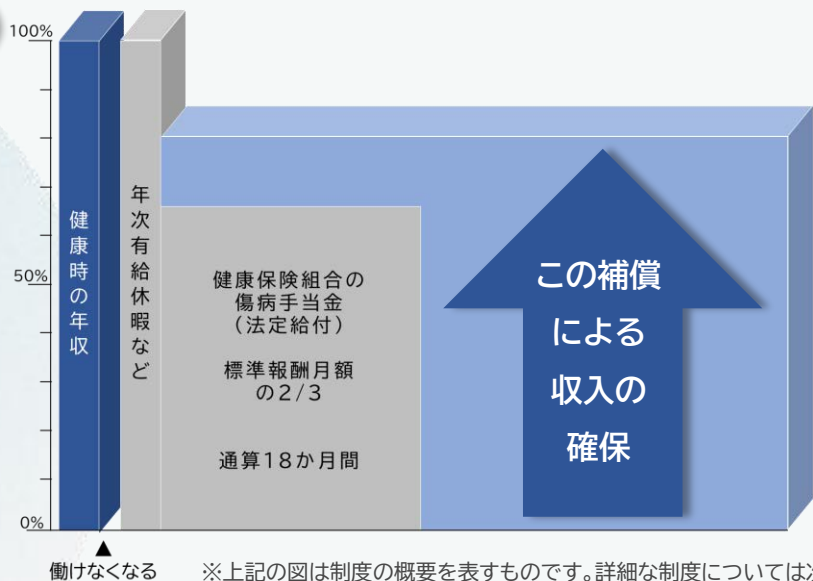
Before



家賃の支払い
家族の生活費、どうしよう



After



自分も家族も
安心して過ごせる

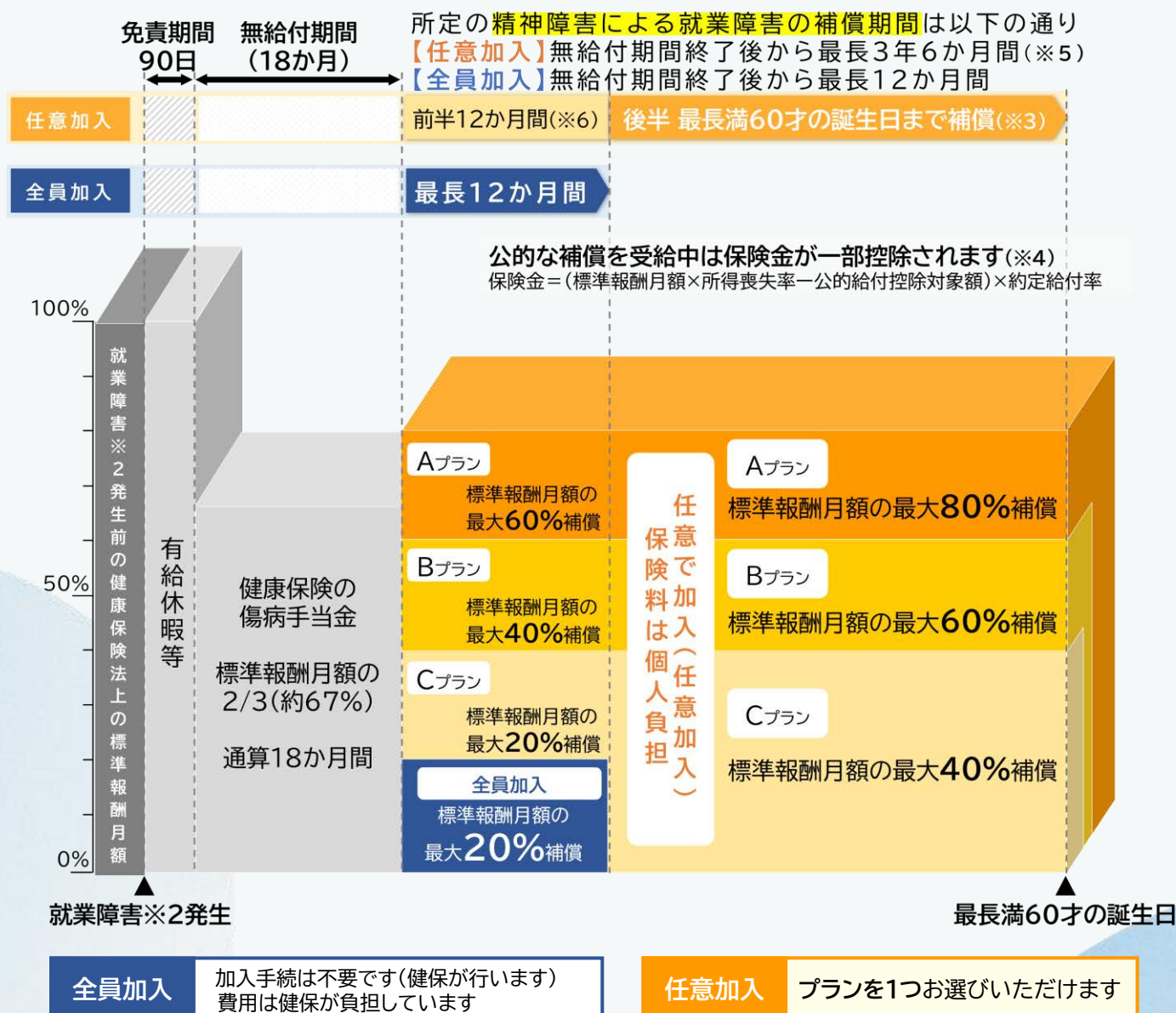


※上記の図は制度の概要を表すものです。詳細な制度については次ページ以降をご確認ください。

大塚グループ 長期収入サポート制度 プランの詳細

(正式名称: 団体総合生活保険(団体長期障害所得補償))

制度のイメージ図



※ 上記図は制度を分かりやすくするためのイメージ図です。

(障害年金等が支払われない場合、かつ所得喪失率100%の場合のイメージ図です。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金と団体長期障害所得補償のお支払要件が異なることがあります。)

※ 支払われる保険金の計算式は次の通りです。【(支払基礎所得額※1×所得喪失率 - 公的給付控除対象額※4)×約定給付率】

※1 支払基礎所得額とは、就業障害発生時点の【健康保険法上の標準報酬月額】をいいます。

※2 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

※3 最長満60才の誕生日まで3年に満たない場合は最長3年補償されます。

※4 公的給付を控除して保険金が支払われます。

公的給付には健康保険の傷病手当金・障害基礎年金・障害厚生年金・労災の休業(補償)給付等が該当します。

※5 所定の精神障害による就業障害の場合は、任意加入型においては無給付期間終了後最長3年6か月の補償ですが、主契約(最長満60才の誕生日まで)が限度であるため、保険金支払期間が満60才の誕生日まで3年に満たない場合は、無給付期間(1年6か月)終了後、最長1年6か月の補償となります。

※6 任意加入型は、無給付期間終了後の12か月間の前半と、12か月間経過後から満60才の誕生日までの後半では補償割合が異なります。

◆保険料は保険の対象となる方ご本人の年令(団体契約の始期日時時点の年令をいいます。)、性別および健康保険法に基づく標準報酬月額によって異なります。

◆保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

大塚グループ 長期収入サポート制度 プランの詳細

(正式名称：団体総合生活保険(団体長期障害所得補償))

本制度の特長

幅広い補償範囲



- 🕒 業務内外・国内海外問わず24時間補償
- ♥ 気分障害(躁病、うつ病など)、不安障害、統合失調症など
所定の精神疾患による就業障害も補償可能(補償期間は前頁を参照)
- 🏠 入院中だけでなく自宅療養でも補償対象
- 🕒 退職後も就業障害が続きお支払要件を満たす限り補償が続きます
(補償期間は前項を参照)

大塚健保ならではのお得な制度



- 🏠 団体割引30%が適用された割安な保険料
- 💰 保険料は年末調整の対象(2025年5月時点)
- 📄 受け取る保険金は全額非課税(2025年5月時点)

プランの選び方

プラン 最大補償割合	補償のイメージ・こんな方におすすめ	
A 80%	健康時の手取り給与に近い補償です。 住宅ローンや教育費で支出が多い等、 働けなくなった時でも最も安心を必要とする方向け。	
B 60%	健康保険組合の傷病手当金をイメージした補償です。 働けなくなった時に、ご家族の収入にも頼ることができる 共働き世帯向け。	
C 40%	健康時の手取り給与の半分相当をイメージした補償です。 働けなくなった時に、家族の収入の補助として 療養費用をカバーしたい方向け。	

大塚グループ 長期収入サポート制度 任意加入 募集要項

(正式名称: 団体総合生活保険(団体長期障害所得補償))

任意プランのご加入方法

✓ 新しく加入希望の方

↓WEB募集サイトにアクセスの上お手続きをお願いします。健康状態の告知にご回答いただきます。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

✓ 現在ご加入されている方

↓ご希望に応じて以下の通りご対応をお願いします。

昨年同条件で更新	自動継続※のためお手続きは不要です。ただし、昨年から更新保険料が変更されている場合がありますので、必ずWEB募集サイトに補償内容・更新保険料のご確認をお願いします。
プラン変更したい 解約したい	WEB募集サイトにアクセスの上、お手続きを行ってください。 プランUPの場合は、健康状態の告知にご回答いただきます。

※自動継続の取扱いについて

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のお手続きがない場合、

今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプラン・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

ご加入スケジュール

加入申込み

2025年11月14日(金)
まで

WEBサイトからお申込みください。

保険責任開始日

2026年2月1日

保険期間は1年間です。

保険料のお支払い日

2月 振込の給与から毎月

給与天引きにて保険料をお支払いいただきます。
給与明細をご確認ください。

※ご加入に際しては、「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

年に1度の加入機会です！お申込み漏れのないようにご注意ください。

この保険は、大塚製薬健康保険組合を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として大塚製薬健康保険組合が有します。

<ご注意>現在ご加入の方につきましては、加入申込み締切日までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。実際にご加入いただく場合の保険料につきましては、WEBシステムをご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては、代理店にお問い合わせください。

問い合わせ・取扱代理店

大塚倉庫株式会社(幹事)

東京都中央区晴海4-7-4 MAIL: sonpo@otsuka.jp

株式会社アドバンテッジ リスク マネジメント(幹事)
TEL 0120-921-387(平日10:00~16:00)

東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー17階
URL: <https://www.armg.jp/>



引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課: グリーンビジネス本部
化学産業営業第一室

東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエア WEST 11階
TEL: 03-3285-1831

ご質問はチャットボットでもお答えいたします！

<https://armgjykchv.amie-bot.com/helpbot/chat/DRV289>

加 入 資 格：大塚製薬健康保険組合の被保険者（現役かつ本人に限る）で、2026年2月1日現在で満59歳以下の方。ただし、任意継続被保険者を除きます。

保 険 期 間：2026年2月1日午後4 時より2027年2月1日午後4 時まで1年間

てん補期間：満60歳の誕生日まで(3年に満たない場合は3年間)

約定給付率：Aプラン80% Bプラン60% Cプラン40%（無給付期間（1年6ヶ月）は0%、無給付期間終了後12ヶ月はAプラン60% Bプラン40% Cプラン20%となります。）

免責期間：90日

特 約：認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）（てん補期間：最長5年*1）、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)

*1 無給付期間1年6ヶ月を含む。ただし主契約を限度とします。

■団体総合生活保険 補償の概要等

【団体長期障害所得補償（GLTD * 1）定率型】

* 1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団 体 長 期 障 害 所 得 補 償 基 本 特 約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間 * 1を超えた場合 ▶就業障害期間 * 2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝（支払基礎所得額 * 3 × 所得喪失率 * 4 - 公的給付控除対象額*5）× 約定給付率 ただし、支払基礎所得額*3に約定給付率を乗じた額が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を約定給付率で除した額を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 また、免責期間*1を超えても無給付期間（1年6ヵ月）中は、保険金をお支払いしません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 * 1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます * 2 「てん補期間 * 7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 * 3 就業障害発生時点の健康保険法上の標準報酬月額になります。 * 4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 免責期間 * 1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額 * 8 所得喪失率＝1－ 免責期間 * 1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得 * 9の額 ただし、所得 * 9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 保険金支払方法は、定率・公的給付控除あり型となります。 公的給付控除対象額は次の公的給付の合計額としますが、物価または賃金スライド部分は控除の対象となりません。 ①労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。ただし、一時金給付については、一時金給付を一時金額算出のために給付基礎日額に乗じる給付日数で除した金額を保険金給付1日についての控除額とします。 ②健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 ③国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付 ④日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。なお、対象とする給付が一時金で給付される場合には、①の取扱いに準じます。 * 6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得 * 9の平均月額をいいます。 * 7 同一の病気やケガによる就業障害 * 10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間 * 1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 * 8免責期間 * 1開始以降に業務に復帰して得た所得 * 9の額をいい、免責期間 * 1の終了した月から1か月単位で計算します。 * 9「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 * 10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）」がセットされておりますので、所定の精神障害については精神障害でてん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害 * 2 * 3 等 * 1 精神障害でてん補期間が限度となります。ただし、主契約のてん補期間を限度とします。 * 2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 * 3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

免責期間 * 1中	てん補期間 * 1開始後
病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態 * 2 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること * 1免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「 * 1」をご確認ください。 * 2職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業、テレワーク等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない * 2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率 * 3が20%超である状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること * 1てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「 * 7」をご確認ください。 * 2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 * 3所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「 * 4」をご確認ください。

大塚グループ 長期収入サポート制度 ご存知ですか？

大塚製薬健康保険組合では、皆様が万が一傷病により長期間働けなくなってしまった場合に、経済的に安心して療養に励んでいただくために、2017年より新しい制度【大塚グループ 長期収入サポート制度】を導入しています。この制度は、健康保険組合加入中に*、業務内・外問わず、病気やケガによって長期間働けなくなってしまった場合、収入の一部を補償する保険を活用した大塚グループ独自の制度です。*60歳未満の被保険者本人かつ現役の方が対象

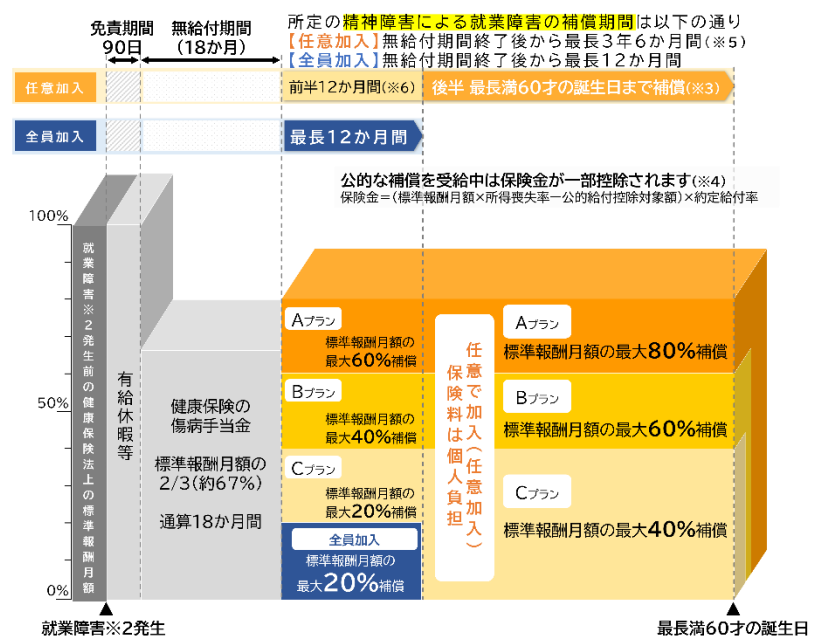
■ 病気やケガで働けない状態とは？

長期間の療養は収入が失われる一方、医療費のほかに、生活のための支出も続き、収入と支出のバランスを取ることが難しい状況です。また死亡時と比べて補償制度が乏しく、金銭的な負担が大きくなりやすい状態です。



【大塚グループ 長期収入サポート制度】で病気やケガで働けなくなっても収入の一部が補償されます！

■ ライフプランに沿って任意加入プランを選んでみましょう！



このような方におすすめ

Aプラン

自分の収入で家計を支えている方。さらに、住宅ローンや教育費がかかる方におすすめ。

Bプラン・Cプラン

働けなくなっても支出を見直ししながら生活ができる方におすすめ。

保険金請求手続きに関して | こんな状況ではありませんか？

- ・ 業務内外問わず、病気やケガにより医師の指示で90日を超えてお休みされている
- ・ 90日を超えてお休みした後、復帰したが医師の指示により業務に制限があり、所得が前年に比べて減少している

➡ **少しでも思い当たる方は、ご連絡ください。**
保険金支払について確認させていただきます。

①インターネットから問合せいただく

以下URLもしくは、QRコードからアクセスいただく問合せフォームからご連絡ください。
【 <https://www.armg.jp/business/gltid/procedure.html> 】

②お電話いただく

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 0120-567-906 (平日10:00~16:00)



保険金請求は
こちら

大塚製薬健康保険組合

大塚グループ 長期収入サポート制度 Q&A

Question1 **どのような場合に保険金を受け取れますか？**

Answer

業務内外問わず病気やケガによって働けない状態が続き、保険金お支払いの条件を満たしている場合に保険金を受け取ることができます。なお、保険金の請求については医師の診断書等の書類をご提出いただきます。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「団体長期障害所得補償 補償のあらまし」をご確認ください。

Question2 **他の保険(生命保険、医療保険、傷害保険)とどこが違うのですか？**

Answer

業務内外問わず病気やケガで働けなくなったときに日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものであり、最長満60歳の誕生日まで保険金を受け取ることが可能です。
(注：病気の種類や復職後の状況によっては、満60歳の誕生日まで補償しないことがあります。また、団体長期障害所得補償は病気やケガで働けなくなった場合の給与の一部を補償する保険です。ローンや生活費等の実費を補償するものではありません。) 死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・傷害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日程度と短期間になっています。

Question3 **加入プランを次年度以降に変更することはできますか？**

Answer

年1回の更新時に変更が可能です。補償額を増額する場合は、再度告知が必要となります。また、既に発病と診断されている病気等がある場合で、告知により変更ができない場合はこれまでのプランの継続更新となります。

Question4 **保険料は掛け捨てですか？**

Answer

はい、そうです。貯蓄性のある保険は保険料が高くなります。保険料を安く抑えるため掛け捨てとなっています。

Question5 **標準報酬月額とは何ですか？**

Answer

健康保険等で保険料を算出するものとなる、被保険者が事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額を区切りのよい幅で区分したものです。

Question6 **退職した場合はどうなりますか？**

Answer

①ご契約について
大塚グループ長期収入サポート制度(団体長期障害所得補償)は団体契約ですので、退職された場合、この保険契約から脱退していただくことになります。

②保険金のお支払いについて
在籍中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り最長満60歳の誕生日まで(満60歳の誕生日まで3年に満たない場合は、最長3年間。認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))については最長5年間、但し、主契約を限度とし、免責期間終了後1年6ヶ月の無給付期間を含む)保険金をお受けいただけます。

Question7 **保険期間中に60歳に到達した場合はどうなりますか？**

Answer

保険始期日時時点で加入資格(「団体長期障害所得補償 補償のあらまし」をご確認ください。)を満たしている場合は、保険期間中に60歳に到達しても、その契約の満期までは継続加入いただけます。ただし、団体経由で保険料をお支払いいただく必要があります。保険料の給与控除等のお取扱いは、ご勤務先にご確認ください。

Question8 **いつまで保険金を受け取れますか？**

Answer

最長満60歳の誕生日(3年に満たない場合は最長3年間。認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))については最長5年間、但し、主契約を限度とし、免責期間終了後1年6ヶ月の無給付期間を含む)まで、受け取ることができます。ただし、次のいずれかに該当した時までを限度とします。

- ・被保険者が死亡したとき
- ・就業障害が残らず再就職したとき
- ・就業障害が残ったまま再就職し、所得が就業障害発生直前の所得の80%以上になったとき

Question9 **始期前発病の取扱いとはどのようなことですか？**

Answer

初めて加入した契約の保険開始日、もしくは一度脱退してから再度加入した契約の保険開始日(初年度加入日といいます)から1年以内に働けなくなった場合、その原因となった病気やケガがいつ被ったものか確認いたします。被ったのが、初年度契約の直前1年以内であれば保険金お支払いの対象外となります。ただし、初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。

Question10 **案内された保険料は、変更されることがあるのですか？**

Answer

大塚グループ長期収入サポート制度(団体長期障害所得補償)の保険料は、標準報酬月額・年齢(5歳刻みの年齢群)・性別等により毎年決定されますが、保険期間中(1年間)は変更されません。